

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律の概要について



背景

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分でない現状から、基本理念、国及び地方公共団体等の役割、基本計画の策定、その他必要な事項を定めることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するための「理念法」として議員立法で制定された。

※「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

公布・施行日

令和5（2023）年6月23日公布・施行

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する施策の基本理念（第3条）

【理念】 全国民が性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される

【認識】 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない

新法における国、地方公共団体等の役割

国

- ・施策策定及び実施 (第4条) ※努力義務
- ・施策実施状況の公表 (第7条)
- ・基本計画の策定 (第8条)
- ・施策策定に必要な研究推進 (第9条)
- ・知識の普及、相談体制整備等 (第10条) ※努力義務
- ・指針の策定 (第12条)

地方公共団体

- ・地域の実情を踏まえた施策策定及び実施 (第5条) ※努力義務
- ・知識の普及、相談体制整備等 (第10条) ※努力義務

事業主

- ・普及啓発、就業環境整備、相談機会確保、施策協力 (第6条第1項) ※努力義務

学校の設置者

- ・教育又は啓発、教育環境整備、相談機会確保、施策協力 (第6条第2項) ※努力義務

